

4) 事務職員 特別条項適用事例を減少させるための改善策

- ① 人事課は、毎月、a) IC カードリーダーに記録されている出退勤データにおける1ヶ月の超過勤務時間が80時間を超える者、及びb)個人が記録している日々の労働時間確認・記録簿における1ヶ月の超過勤務時間が80時間を超える者を各監督者に報告するとともに、80時間を超える者に産業医との面談を促している。
- ② 各監督者は、a)及びb)のデータを基に、各データの超過勤務時間の乖離の有無やその原因等を調査し、改善等を進めている。
- ③ ①で面談を受けた人数を各地区安全衛生委員会で報告し、監督者に注意を促している。
- ④ 令和2年4月1日から、業務の都合により始業及び終業時刻を変更（選択）できるようにした。